

平成22年度
市政執行方針

(平成22年3月2日)

稚内市長 横田 耕一

【目次】

1	序 文	・ ・ ・ 1
2	基本方針	・ ・ ・ 4
3	重点化施策	・ ・ ・ 9
	地域経営（自治）	・ ・ ・ 9
	教育・文化	・ ・ ・ 17
	保健・医療・福祉	・ ・ ・ 19
	環境・生活	・ ・ ・ 25
	都市基盤	・ ・ ・ 29
	産業振興	・ ・ ・ 34
4	結び	・ ・ ・ 39

【序文】

平成 22 年・第 2 回稚内市議会定例会の開催にあたり、平成 22 年度の私の市政に対する執行方針を申し述べさせていただきます。

わが国の経済は、一昨年のリーマンショック以来、依然として回復の兆しが見えず、失業率が高水準にあるなど、長いトンネルの中から脱しきれない状況です。

一方、国政に目を向けると、昨年夏の総選挙において政権が交代し、民主党・鳩山内閣は「コンクリートから人へ」の理念に基づき、子ども手当の創設や高校授業料の無料化など、国民の豊かさに力点を置いた経済、そして社会への転換を図ろうとしています。

平成 22 年度政府予算案では、子ども手当などの政権公約の施策を反映した結果、予算規模を示す一般会計総額は、前年度当初と比較して 4.2%増の 92 兆 2,992 億円となり、2 年連続で過去最大を更新しました。

しかし、一方で公共事業費は、前年度当初予算と比較して18.3%の削減、32年ぶりに6兆円の大台を割るなど、公共事業依存度の高い経済構造を持つ北海道にとって大変厳しい状況となっています。

また、社会の情勢を見ても、少子高齢化の進行、経済・雇用状況の悪化などを背景に、多くの国民が将来の生活に強い不安を抱いています。本市においても、観光入込数の減少に加え、漁業水揚げの低調、また雇用環境の悪化が続く中、消費が低迷するなど、市民生活は依然として厳しい状況にあります。

このような状況において、政府は活力に満ちた地域社会をつくるため「地域主権改革の断行」を掲げ、「自らが暮らすまちの未来に対する責任は、地域住民にある」という考え方を明確にし、国と地方が対等の立場で対話できる新たなパートナーシップ構築の必要性を表明しました。

今後、さらに分権が進められ、地方にとって格差が広がることのない政策が展開されることを望みますが、その際には、一層、私たちの覚悟と力量が求められるものと思います。

私は、市民生活に直結する基礎自治体の使命と役割をしっかりと見極めつつ、市民の安全・安心な日々の暮らしを支えていくことが市政の舵取り役である私の使命であると考え、その思いを新たにしているところであります。

また、生ごみ中間処理施設の建設や駅前再開発など、大きな事業が進行中ですが、稚内市の将来を見据えて、確固たる道筋をつけることが次世代への責任でもあり、私の務めであると考えております。

私の3期目の残る任期は1年となりますが、平成22年度につきましても、本市が目指す将来都市像『人が行き交う環境都市わっかない』の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

【基本方針】

それでは最初に、私の市政運営に対する基本的な考え方について申し上げます。

第一は、「経済の活性化、産業振興と雇用対策」についてであります。

産業は、定住に結びつく雇用と活力を生み出す原動力であり、最も力を注いでいかなければならない分野の一つです。

そのため、本市を支える農業・漁業、地球環境保全に貢献する林業といった一次産業の実情を的確に捉えた支援や産業基盤の充実を図ってまいります。

また、経済の波及効果、すそ野の広さという観点からも、産業間の連携による観光振興を図り、本市の魅力を高めて、にぎわいと活力に満ちた観光都市を確立していくことも重要です。

地域経済の基礎を担う中小企業は、産業構造・消費構造の変化、

環境問題等、多くの課題への対応が求められており、中小企業への経営支援を拡充する必要があると考えます。そのためには、国や道の制度も積極的に活用していく必要があり、関係団体との連携を強化しながら、情報提供や相談体制の充実を図ってまいります。

雇用・労働については、ワークシェアリングにより市の臨時職員の雇用枠を確保するほか、昨今の雇用状況の急激な悪化に対し、引き続き国の緊急雇用創出事業等を活用して、新たな雇用の創出を図るよう努めてまいります。

第二は、「市民と協働で進める安心で活力ある地域づくり」であります。

先ほども触れましたとおり、今、本市をはじめ全国の地方都市では「経済の危機」「社会の危機」が顕著に現れており、将来に対する夢が持ちにくい状況となっています。

こういう状況であるからこそ、市民が豊かさを実感でき、連帯

感のある地域社会をつくり上げるためには、住民自治の原点に立ち返り、市民と行政との協働によるまちづくりを、なお一層進める必要があると考えます。

本市は、これまで協働のまちづくりを進めるにあたり、稚内市自治基本条例を制定し、その基本理念を示して進めてまいりました。

協働のまちづくりを具体的に確立するため、これまで進めてきたまちづくり委員会を中心に、住民自らが地域内の自治を担っていく第一歩の時期だと考えます。

また、近年、本市においても嬉しいことにまちづくりや福祉、環境保全などの分野で、市民活動が活発化しております。

今後ますます複雑化・多様化する市民要望に的確に応えていくためには、行政だけでカバーすることは困難であり、地域のNPOやボランティアなど多様な主体と協働で進めていくことが必要です。

災害対策や健康づくり、介護予防、地域の防犯、緑化、商店街の振興など、多様な分野で、地域住民の皆様の力をいただきながら取り組んでいくとともに、新たな担い手となっていただけるよう、人づくりや組織づくりを進めてまいります。

第三は、「環境と調和した地域社会の形成」についてであります。

地球温暖化対策について世界的な取組が課題となっている中、国は温室効果ガスを2020年までに、1990年と比較して25%削減することを目指すと表明いたしました。本市としても、地域をあげて地球温暖化防止に努めていく考えです。

また、本市は、利尻礼文サロベツ国立公園に代表されるように、大変豊かな自然環境に恵まれております。

この豊かな自然環境、地域環境を次世代に引き継ぐため、これまでも積極的に取り組んできた自然エネルギーの導入、利活用と併せ、市民の日常生活や事業所での省エネルギーへの取組を、全市的に一層展開させるべく、「環境都市宣言」によって本市の決意

を表明してまいります。

また、不法投棄や海岸漂着物に対する対策や、建物、橋梁等の長寿命化、LED照明器具の導入など、あらゆる角度から「人と地球にやさしいまちづくり」を進めてまいります。

【重点化施策】

次に、平成 22 年度の重点化施策について、総合計画の体系に基づき 6 つの分野毎に、その視点と取組について述べさせていただきます。

【地域経営（自治）】

初めに、「地域経営（自治）」の分野についてであります。

1 つめの視点は「にぎわいのあるまちづくり」であります。

地域の活力を取り戻し「にぎわいのある元気なまち」としていくためには、総合力を必要とする観光を軸に、交流機会の増加を図りながら、住む魅力、訪れる魅力をさらに高めていかなければなりません。

本市では、これまでも都市機能の充実に取組むとともに、中心市街地の活性化やマリンタウンプロジェクトの推進等により、にぎわいと活力に満ちたまちづくりを進め、イベントの開催や合宿などの誘致を図ってまいりました。

本年は、さらに合宿やコンベンションを誘致するための組織を、関係者の皆様と立ち上げ、具体的な支援策を講じながら、より効果的な誘致活動を展開してまいります。

特に大規模なコンベンション等は、単年度ですぐ効果が現れる性質のものではありませんが、次年度以降の観光端境期に誘致を実現できるよう取組んでまいります。

一方、本市の魅力を全国に情報発信していくため、平成 19 年から様々なイベントを行ってきたメモリアル事業は、昨年「間宮海峡発見 200 年祭」「南中ソーラン祭」を盛況のうちに開催することができ、大きな成果を挙げました。

本年は、畠山みどりさんをお招きして「南極音頭」を復活するなどの「みなと南極まつり 50 周年記念事業」をはじめ、林蔵が探査した海岸線を歩いて実感する「林蔵ウォーク in わっかない 2010」など、わがまちの歴史と偉大なる先人の足跡を市民の皆様と振り返るイベントを開催いたします。

これを機会に、全国に本市の魅力をアピールし、多くの方々に訪れていただける機会にしてまいりたいと考えており、平成 23 年度のメモリアルイベントのフィナーレに向けての準備も行っています。

マチのにぎわいを創出するための、都市基盤の整備も本年は大きく前進いたします。

稚内駅周辺の中心市街地の再生につきましては、再開発ビルの第一期工事が完了し、映画館やバスターミナルなどがオープンするほか、JRによる駅舎の建設が開始されるなど、いよいよその全貌が姿を現します。

本市の玄関口にふさわしいまちづくりとなるよう、事業進捗に応じて指導・支援を行うとともに、周辺道路などの整備を図ります。

映画館のオープンを起爆剤に、フェリーターミナルや北防波堤ドーム、副港市場など既存施設との連携強化の相乗効果により、中心市街地全体を、多くの市民や観光客が集うにぎわいのある場としていくため、重要な役割を果たすのが商店街です。

現在、中央・駅前の両商店街では、「集い」や「学び」「癒し」「活気」をキーワードに商店街振興計画づくりに取り組んでおり、本市としても必要な支援を行ってまいりたいと考えます。

さらに、昨年から稼働を開始した空き室情報のための「まちなか居住ポータルサイト」の拡充を図るとともに、住宅相談事業などを行うことにより、まちなかに動きと活気を生み出すよう努めてまいります。

2つ目の視点は、「人と自然が共生した環境社会の実現」についてであります。

地球規模での環境問題については、本市としても、これまで風力や太陽光発電など地球環境にやさしい自然エネルギーの導入を、積極的に取り組んでまいりました。

今後は、これらの取組に加え、私たちの日常生活やすべての産業活動において環境負荷の軽減を図り、地球環境に貢献するまちを目指していかなければなりません。

現在、本市の温室効果ガスの中長期的な削減の数値目標と、取組を定めた「地球温暖化対策実行計画」の策定作業を進めているところであり、今月下旬には、この計画の実効性を確保するための「環境づくり会議」を設立いたします。

そして平成 22 年度は、市民の皆様に改めて「環境」への意識を高めていただくため、フォーラムの開催などを通じて「環境都市宣言」を行ってまいります。

本議会に上程しております「一般廃棄物処理基本計画」では、本市のごみ処理が目指すべき方向を「低炭素、自然共生、循環型社会の形成」と示させていただきました。

今後は、この計画に基づき、再生可能エネルギーや廃棄物系バイオマスの利活用に向けた検討などを進めてまいります。

次に「パートナーシップによるまちづくり」についてであります。

自主的なまちづくりを進めていただくため、組織化を支援してまいりました「まちづくり委員会」は、私が提唱してから 10 年を迎えました。

平成 22 年度については、今一度「まちづくり委員会」の目指すべき姿を確認しあうためにも、全市的な「まちづくりフォーラム」を開催し、これを機会に、より一層まちづくり委員会の活性化を図るとともに、組織としての機能を高める取組を行ってまいりたいと考えます。

また、かねてから検討を行ってまいりました広報紙の編集・発行業務の一部を地元大学に委託いたします。より分かりやすく魅力的な紙面作りに努めるとともに、ホームページの内容充実も図ってまいります。

このたび改定いたしました「生涯学習計画」に基づき、文字通り、子どもから高齢者まで、生涯を通じて誰もが共に学び合えるまちづくりを進めてまいります。

新しい取組として、市民一人ひとりが自らの地域に誇りを持ち、まちづくりへの参加意欲を高めていただくため、地元の大学という貴重な財産を活用しながら、「稚内学」の取組などを進めてまいります。

男女共同参画社会の形成については、昨年、本市として初めての「男女共同参画行動計画」を策定いたしました。平成22年度は、市の広報紙に定期的にコーナーを設けて情報提供を行うほか、講演会を開催するなど、男女共同参画についての意識が醸成されるよう取り組んでまいります。

次に「健全で適正な自治体経営」についてであります。

平成22年度当初予算につきましては、平成7年以来、実に15年振りに、財源不足を補うための基金を取崩すことなく予算編成を行うことができました。今後も健全な財政運営に努めてまいります。

行政運営におきましては、行政評価を中心とする経営型マネジメントの強化を図るとともに、中長期の展望に立った事務事業の集中と選択を行い、より一層の行政改革を進めます。

具体的な改革としては、先ほども申しあげました広報紙の編集・発行業務のほか、市公用車の管理業務を新たに委託するほか、下水道事業の公営企業会計移行作業を進めます。

また、専門的な職員研修や「さわやかサービスわっかない」運動の継続的な実践により、能力・資質の向上と組織の活性化を図るとともに、市民の皆様にも親しまれ、信頼される市役所づくりに努めてまいります。

地方分権下における地域主権の主体である基礎自治体として、市民の皆様にも、よりニーズに合った良質なサービスを提供していくには、地域が意思決定するために必要な権限と財源の移譲がなくてはなりません。

そのため本市はこれまで積極的に権限移譲を受けてまいりましたが、引き続き、必要な権限を財源と合わせて受け、基礎自治体としての機能強化を図り、更なる市民サービスの充実・向上に努めてまいります。

また、かねてより北海道からの権限移譲事務に関して、道費に

よる専門的職員の派遣を要望して参りましたが、平成 22 年度から北海道職員の派遣が実現されることになり、権限・財源と合わせて人材面の強化を図ることが可能となったところであります。

さらに、広域行政に関しては、先ほど貴重なお時間を割いて、国が進める定住自立圏構想における「中心市宣言」をさせていただきました。本市と幌延町を含む宗谷管内 9 町村それぞれが連携し、定住の促進と自立へ向けた取組を行っていくことで、いつまでも住み続けたいと思える持続可能な地域を築いて参ります。

平成 22 年度は、中心市である本市とそれぞれの町村との具体的な取組について、できるだけ早い時期に協定を締結して参りたいと考えております。

【教育・文化】

2 つ目の分野は「教育・文化」であります。

第一点目は、「確かな学力」を身につけるための教育の推進についてであります。

かねてから教育の課題としてあげられております、学力向上については、これまでも市費負担による教員採用、少人数学級制の導入などに取組んできたところであり、過日、教育委員会に学力向上チームが設立されました。

新年度におきましては、新たに中学校に市費教員を配置いたしますが、子どもたちの学力向上は、学校教育のみならず、家庭環境や経済状況など様々な要因が影響することから、全市を挙げてこの問題に取り組む必要があるものと考えております。

第二点目は、安心・安全な教育環境の整備についてであります。

本年は、富磯小学校の新校舎が完成するほか、いよいよ東中学校の校舎建設工事に着手いたします。

これまで取組んできた小中一貫教育の研究成果をさらに進め、子ども達にとって、より優れた教育環境を整えることができるものと期待しております。

なお、このほか、「教育・文化」の分野につきましては、教育委員長から「教育執行方針」の中で述べさせていただきます。

【保健・医療・福祉】

3つ目の分野は、「保健・医療・福祉」であります。

まず、「健康づくりの推進と医療の充実」についてであります。

市立稚内病院につきましては、喫緊の課題である医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保のために、これまでも全力を挙げて対応し、一定の成果をあげてまいりました。

平成 22 年度につきましては、北海道大学医学部並びに旭川医科大学のご理解の下、引き続き医師を派遣していただき、ほぼ現在の診療体制を維持できる見通しではありますが、泌尿器科が2名の固定医から1名体制になることに伴い、新たに人工透析の専門医を招へいすることになりました。

また、平成 16 年度からスタートいたしました卒後臨床研修医制度による臨床研修病院として、初めての、独自の臨床研修医を1名確保することもできました。

看護師につきましても、地元の稚内高等学校看護専攻科から 9 名の応募があり、加えて懸案でありました助産師も 2 名の採用が決まるなど、まだまだ不足ではありますが明るい見通しが出てまいりました。

今後とも、病院事業管理者を中心として経営の安定化や機能の強化を図りながら、圏域の中核病院としての役割を果たしてまいります。

さらに、地域医療の確保という観点から、重要な課題となっております開業医の誘致につきましては、開業医誘致助成条例の助成第 1 号の診療所が間もなく市内で開業いたします。

身近なところでかかりつけ医的な役割を担っていただける診療所が新たに増えることに多くの皆様の期待が寄せられておりますが、今後も、開業に向けて必要な支援を行うとともに、引き続き同制度の周知を継続的に行ってまいります。

保健予防事業につきましては、高齢者の肺炎等の呼吸器感染症を予防するため、満 70 歳以上の方を対象に、引続き「肺炎球菌

ワクチン接種助成事業」を行います。

昨年は新型インフルエンザが猛威をふるいましたが、医師会などの関係機関との連携を深め、新型インフルエンザへの対応を教訓とした医療資材の確保や市民への啓発など、感染症拡大防止対策に万全を期してまいります。

自殺で亡くなる方が、全国で3万人を超え、残念ながら本市においても毎年10人前後の方がお亡くなりになっております。

仕事や経済的な問題、健康や家庭における問題など、その要因は様々ですが、自殺は予防できるということを市民の皆様に普及しつつ、専門機関に相談しやすい体制づくりを進めるなど、新たに「こころの健康づくり事業」を推進して、自殺の防止に努めてまいります。

次に「子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくり」についてであります。

これまで私が、マニフェストに掲げ取り組んでまいりました幼保一元化により、昨年までに、0歳児保育を含む私立保育所4ヶ所の整備が予定通り完了し、昨年4月においては、入所待機児童の数がゼロとなり、待機児童の解消を実現することができました。

昨年開始した市立保育所の一次保育事業も好評であり、新年度はこれまで積み重ねてきた子育て支援策を、さらに充実させてまいります。

4月からは新たに「子ども手当」が創設されますが、本市としては、保育所保護者負担金や幼稚園入園料の助成など、独自の子育て支援策を引続き実施してまいります。

新生児を持つ全家庭を訪問し、育児不安の解消等を行うため昨年から実施いたしました「こんにちは赤ちゃん事業」、は、ストレスを感じやすい時期の母親に安心感を生む効果が大きいという声をいただいております、親子への健康支援として継続してまいります。

少子化対策の一環として、平成18年度から市独自の助成を行ってきた不妊治療につきましては、これまでの成果として7人の

赤ちゃんが初声をあげております。この制度を活用して子どもを望む家庭に一人でも多くの赤ちゃんが授かることを期待し、継続してまいります。

続いて「支えあい誰もが安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

雇用情勢の悪化等に伴う生活困窮者支援として、昨年、本市では専門の相談員を配置して、住宅手当事業など国の事業や、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業と連携した相談窓口を開設いたしました。

引続きセーフティーネットの相談窓口として、関係機関と連携を密にし、利用者本位のきめ細かな相談・支援体制の充実に努めてまいります。

高齢者施策については、認知症対応型のグループホームや定員29名以下の有料老人ホームの事業者公募を行い、その定員増に取り組んでまいります。

また、地域包括支援センターを核とした相談窓口の充実を図るとともに、介護する家族が集い、ともに悩みを共有できる機会を提供いたします。

地域や職場において認知症を正しく理解して、温かく見守ってもらう応援団「認知症サポーター」の養成につきましては、さらに多くの皆様に講座を受講していただき、高齢者やその家族が住みなれた地域で安心して暮らせるよう取組んでまいります。

救急搬送される高齢者の方々が年々増加していることから、新年度は新たな取組みとして「命のバトン事業」を開始いたします。かかりつけの病院や服用内容、緊急連絡先など救急時に必要な情報を、高齢者がキットに納めて保管しておくもので、いざという時に迅速で的確な対応が可能になります。

介護予防については、介護予防ボランティアとして養成研修を受けていただいた方に、身近な地域で介護予防サポーターとして活動していただく、「地域介護予防活動支援事業」を新たに行ってまいります。

障害者施策につきましては、関係者と連携を図りながら、福祉的就労の利用拡充を推進するとともに、地域において相談支援事業を適切に実施していくための障害者自立支援協議会の設置に向けた準備を進めます。

【環境・生活】

4つ目の分野は、「環境・生活」であります。

まず、「安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

消費生活においては、国は平成21年度から3年程度を消費者行政活性化のための集中育成・強化期間と位置づけ、地方の消費者行政活性化のための支援を行うこととなっております。

本市では、すでに平成21年度からこの事業を活用して、消費者センターの機能充実、相談員のレベルアップなどに取組んでおりますが、出前講座などを積極的に開催するとともに、新たに多重債務法律相談などを実施してまいります。

交通安全対策については、単位老人クラブ、町内会等と連携し、出前講座等によって交通弱者といわれる高齢者向けの啓発を実施し、高齢者事故の防止に努めます。

新たな取組として、犯罪や交通事故被害者などのための相談窓口を開設し、犯罪被害者等が様々な困難に直面する時期に、ニーズに応じた適切な支援を速やかに行えるよう、関係機関と連携して、犯罪被害者等に対する支援を行います。

命を守る取組としては、これまで公共施設等にAED（自動体外式除細動器）の設置を進めてまいりましたが、いざという時、適切に救命活動を行っていただけるよう、市民に対する救命講習を引き続き実施するほか、救急救命士の増員を図ってまいります。

住宅用火災警報器については、明年5月で既存住宅への設置義務猶予期間が終了することから、町内会や自主防災組織と連携し、共同購入や高齢者宅への設置取付作業を行いながら、引続き設置促進に向けての啓発活動を実施します。

地域防災のリーダーとして、市民の生命や財産を守るため、昼夜を問わず活動する消防団の皆様には敬意を表します。地域の安全を守る、消防団員の強化と後継者育成に努めてまいります。

次に「暮らしを支える生活環境づくり」についてであります。

近年、まちづくり委員会や商店街等が、アイスクャンドルをはじめ、雪や氷をテーマとしたイベントを企画し開催するなど、厳しい冬の暮らしを楽しむ、心まで温かくなるような取組が市内随所で行われております。

高齢者や障害がある方々が、冬期間も安心して暮らしていくためには、パートナーシップによる活動が不可欠であり、こうしたことから、本年策定した「雪対策基本計画」においても、除雪ボランティアを提唱させていただきました。

平成 22 年度におきましては、町内会やボランティア団体で助け合いの除雪に使用していただけるよう、小型除雪機の貸出を開始することといたしました。

また、市道の安全性確保のため、危険度、優先度を検討しながら、引き続き融雪剤自動散布機の設置を進めてまいります。

火葬場につきましては、これまで狭き等でご不便をかけてまいりましたが、待合室の増築と、駐車場の拡幅等の整備を進めてまいります。

次に、「循環型社会の形成、環境美化への取組」についてであります。

近年、地球環境の保全や資源の有効活用という観点から、大量生産、大量消費、大量廃棄の仕組みを見直し、生活の中から発生したごみは、私たち自身の手で、いかに減量し有効活用するかという資源循環型社会への転換が強く求められてきました。

このため、分別収集の分類を増やすとともに、昨年、家庭系ごみの有料化に踏み切った結果、3割近く減量が図られました。

これにより、現在、稼働中の廃棄物最終処分場は2年から3年

程度の延命化が図られる見通しです。市民の皆様のご協力に、改めて感謝を申し上げたいと存じます。

さらに、民間資金を活用したPFI方式で整備を進めることとなっている、「生ごみ中間処理施設」につきましては、昨年12月に建設・運営を行う事業者を決定したところであり、平成24年度の供用開始を目指して準備を進めてまいります。

【都市基盤】

5つ目の分野は、「都市基盤」であります。

まず「公共交通を充実させたまちづくり」についてであります。

本市では平成20年度から「地域公共交通活性化事業」に取り組んでおりますが、平成22年度は、空港、宗谷岬間に地球環境に配慮したハイブリッドバスを運行し、新たな路線での実証実験を重ねてまいります。

様々な実証実験を行い、地域の公共交通体系を十分検討し、持続可能な交通体系の構築を目指します。

都市間交通につきましては、昨年、念願であった稚内空港の滑走路の延長工事が完成いたしました。今後、安定的な就航が図られるよう、関係機関に働きかけてまいります。

港湾につきましては、今後の稚内港の整備を進めるために必要な「港湾計画」の改定作業に着手し、平成 23 年度の完成を目途に、作業を進めます。

しかし、国が進める直轄公共事業の「選択と集中」の一環で、全国の重要港湾 103 のうち新規事業に着手する対象を「重点港湾」として約 40 港に絞り込む方針が、このたび示されました。

重点港湾は、地域の拠点性と取扱貨物量の実情等を評価して絞り込むとのことですが、選定されなかった港湾については、新規事業の着手が難しくなることから、本市としては、稚内港が選定されるよう、国に対して強力に要請していく考えです。

国道につきましては、今月 6 日には名寄バイパスの延長、また 14 日には豊富、幌延間のバイパス道路の供用が開始されますが、市民の命を守る救急搬送、物流の迅速化のためにも、目指すところ

ろである稚内、名寄間の全線高規格道路化が早期に実現されるよう、今後も国に対して要望を続けてまいります。

次に「災害に強いまちづくり」についてであります。

平成 22 年度につきましては、消防庁と結ばれる全国瞬時警報システムの導入と併せ、災害・避難情報を携帯電話やパソコンへメールで配信するなど、情報伝達手段の強化に努めてまいります。

地域の安全を守るための自主防災組織は、現在 4 つの地域で組織化されましたが、引き続き組織づくりを支援してまいります。

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害がある方の支援体制につきましては、現在「災害時要援護者名簿」の作成作業を進めているところであり、災害時に一人も見逃さないよう、関係機関や地域と連携を密にして、実効性ある支援体制の構築を目指します。

次に「調和のとれた持続可能なまちづくり」についてであります。

都市計画につきましては、取り巻く環境の変化に対応し、本市の将来展望に立った望ましい都市形成を図っていくため「都市計画区域の整備・開発・保全の方針」の見直しを行う予定であり、必要に応じて都市計画区域や用途地域の見直しに繋げてまいります。

生活に身近な道路の整備につきましては、引き続き栄2条通などの整備を行うほか、市の単独事業により朝日8条通、はまなす9条通の道路整備を行います。

このほか、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用して、栄10条通、萩ヶ丘1号通、萩見8条通などの道路整備も進めてまいります。

住宅環境の整備といたしましては、いよいよ宝来団地の2棟目の建設に着手いたします。

ユニバーサルデザインを導入し、共用部にLED照明を採用するなど、省エネ、200年住宅を目指した環境に配慮したもので、まちなか居住への先導的な役割を果たすことを期待して、平成24年7月の完成を目指します。

市営住宅は、建設から相当の期間が経過し老朽化が進むものもあることから、修繕・改善など長寿命化のための維持管理計画を盛り込んだ「市営住宅ストック総合活用計画」を改定し、それぞれの団地に適した方法で改善などを実施するほか、昨今の住宅需要に対応してまいります。

市民の憩いの場として長年親しまれてきた「稚内公園」は、老朽化と利用客減少による施設の廃止などで本市のシンボリックな公園としての機能が薄れたことから、平成 21 年度に「稚内公園整備基本計画」を策定したところです。

今後、この計画に基づき整備を進めていく予定ですが、平成 22 年度については、中央花壇や看板等の整備を行うとともに、訪れて楽しい公園として親しまれるよう、公園パンフレットを作成して配布する予定です。

情報基盤については、平成 23 年 7 月にアナログ放送からデジタル放送に完全移行されることに伴い、民間放送事業者とともにテレビ中継局等の整備を進め、難視聴地域解消を図ります。

また、国の交付金を活用し、光通信網未整備地域の高速情報通信網の整備を実施いたします。これにより、市内全域でインターネットのブロードバンド環境が整うこととなり、市内における情報格差の解消が図られます。

上水道につきましては、公営企業として経営の安定と効率化を図るとともに、耐震化の促進と老朽管の更新などを計画的に進め、事故のない安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

【産業振興】

最後になります6つ目の分野は、「産業振興」であります。

まず、「自然を活用した産業の体質強化」についてであります。

漁業については、資源管理に努めるとともに、沿岸漁業の基礎となるホタテ、ウニ、ナマコの種苗生産、中間育成、放流等の増養殖事業を引き続き支援いたします。

農業については、経営の安定化を図るため、関係機関・団体等と連携して後継者の確保と育成を図り、引き続き新規就農者への補助を行ってまいります。

また、これまで本市の農業政策の大半が酪農のための基盤整備でありましたが、畑作を含め農業全体を振興していくために、遊休草地の利用も含めて多品種生産に繋がるよう、行政として行える施策を展開いたします。

平成 22 年度は、国外からの穀物価格に左右されない安定的な飼料調達を行うためのデントコーン栽培や、土壌改良剤の購入費用に対する助成を開始いたします。

いずれも農業者と農業に参入しようとする企業を対象としており、建設業などからの転換の促進にも役立てていきたい考えです。

林業については、市有林を財産として捉えた計画的な間伐や作業路網の整備、間伐材の利用等を促進するとともに、将来の森林資源の増加に効果的な事業を進めます。

本市の優れた農水産物を全国に発信していくため、地域団体商標を取得できるよう、支援を行うとともに、加工品等も含め本市独自のブランド認証制度を創設し、認証品のマーケティングやPRを行ってまいります。

次に、「中小企業の振興」についてであります。

地域の経済を活性化していくためには、その中核を担い、多くの雇用の受け皿となっている中小企業の振興策が重要です。

本市では、昨年4月に運転資金の融資限度額を1,000万円から1,500万円に引き上げる制度改正を行うとともに、融資の枠を拡大し、中小企業の皆様の資金繰りに不安がないよう緊急的な対策を実施してまいりました。前年度同様に緊急的な対応策として融資枠の拡大を継続し、中小企業の皆様の経営を支援してまいります。

さらに、平成22年度から2年間の時限措置として、住宅リフォームローンに対する利子補給を実施し、市内の住宅リフォームを促進いたします。

次に、本市が目指す「にぎわいの創出」に大きく関わる「観光振興」についてであります。

冒頭でも申し上げましたとおり、本市経済の活性化を図るためにも、観光の振興は不可欠であります。

平成 22 年度を、本市「観光再生の元年」と位置付け、従来の取組を強化するとともに、このたび策定した「稚内市観光振興計画」に基づいた、ハード・ソフトの整備、誘致宣伝を進め、落ち込みが続く入込数を回復し、観光産業の低迷から脱却を図ってまいります。

さらには、サハリンや東アジアを中心とした外国人観光客を誘致するため、昨年、組織した「外国人観光客受入実行委員会」を中心に、旅行エージェントの訪問や招へいなどに取り組むとともに、新たにWeb広告を活用して、本市の魅力を売り込んでまいります。

次に、「サハリンとの経済交流」についてであります。

昨年は、サハリン事務所を移転し、本市のサハリン関連企業と同じ建物を拠点とした活動により、情報収集などで連携を図ってまいりました。

本年6月には、本市において「稚内コルサコフ定期航路利用促進合同会議」と「友好都市経済交流促進会議」を開催して、サハ

リンと相互の経済発展のための協議を行う予定です。

サハリンでは富裕層の拡大から住宅建築やインフラ整備、日本への旅行需要が高まりを見せており、この会議の中で、様々な分野におけるビジネスチャンスを探り、本市企業のビジネス参入へと繋げてまいりたいと考えます。

加えて、観光客誘致やサハリンとの交易の活発化を図る上で必要不可欠な「日ロ定期フェリー」の運航継続に対する支援を、引き続き行っていくほか、航路維持に向けて、国や道に対しても支援を要請して参ります。

サハリンプロジェクトに関しては、サハリン3がパイプライン敷設に動き出すとの情報もあり、サハリン事務所等を通じて的確な情報収集に努め、稚内港のポートセールスを積極的に展開して参ります。

以上、平成22年度の重点化施策について申し述べさせていただきました。

【結び】

平成 22 年度のスタートにあたり、市政運営について、私の所信と主な施策の概要について申し上げます。

私が市政の負託をいただいてから、早や 11 年の歳月が経とうとしております。

この間、市民の皆様のお考えを受け止め、「活力ある元気なまち」、「生き生き安心なまち」を 2 本の柱として、市政の重要課題や、財政再建に取り組む、議会のご理解をいただきながら、一定の進捗を見ることができたものと考えております。

特に 3 期目については、厳しい環境の中での政策展開でしたが、長年の懸案であった複数の第 3 セクターの整理を実現することができました。

これまで進めてきた職員の大幅削減や大部大課制による組織の効率化など、様々な改革の結果、財政の健全性の確保と後世への負担の整理を成し得たものと考えております。

新図書館の建設をはじめ小中一貫教育や市費独自の教員採用など教育環境の充実、幼保一元化や独自の子育て支援策の展開、さらには高齢期を迎えても住み慣れた地域で安心して生活できるよう特別養護老人ホームやグループホームなどのサービス基盤の充実など、教育・福祉の充実に取り組んでまいりました。

また、育てる漁業や新規就農者に対する支援をはじめとする一次産業の育成、観光マイスター制度や新たな食の魅力創出に努めるなど観光産業の振興、風力や太陽光発電に代表される自然エネルギーの導入と関連施設の誘致を図り、「人と地球にやさしいまちづくり」を進めてまいりました。

さらには自治基本条例の制定やまちづくり委員会の設立など、市民と行政が知恵とエネルギーを結集したパートナーシップによるまちづくりを進めるとともに、国や道からの権限移譲を積極的に受け入れるなど、住民に最も身近な基礎自治体としての基礎固めにも努めてまいりました。

これらはすべて、私が就任以来、一貫して訴えてきた、愛するふるさと稚内の「自立と誇りあるまちづくり」です。

そして、本年は、長年にわたって計画を進めてきた駅前再開発ビル建設の一期工事が完成いたします。どこの地方都市も中心街の疲弊に悩んでおり、この完成を契機に多くの皆様の力を結集し、もう一度中心地としての活力を再生し、よみがえる新しい稚内の出発点にしたいと念じております。

市民並びに議員の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の平成 22 年度における市政執行方針とさせていただきます。

ありがとうございました。